賃 貸 借 契 約 書

京都府を甲とし、*(決定後記載)*を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(契約物件)

第１条　乙は、その所有する次の物件（以下「自動車」という。）を甲に賃貸するものとする。

物件の表示 自動車（別紙のとおり）

(用途)

第２条　甲は、賃貸物件を公用自動車として使用する。

(賃貸借期間)

第３条　賃貸借の期間は、令和●年●月●日～令和●年●月●日 *(決定後記載 ※車両登録日から 60 ヶ月)*とする。

(賃借料)

第４条　賃借料は、月額*(決定後記載)*円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*(決定後記載)*円）

2　賃貸借期間に１月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

3　前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済状勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、第１項の賃借料を改定する必要が生じたときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

(公租公課等の負担)

第４条の２　公租公課その他一切の賦課金（消費税法及び地方税法の適用により課される消費税及び地方消費税を除く。）は、乙が負担する。ただし本契約期間中に自動車に新税が創設され、又は自動車税、自動車重量税、自動車保険料等が変更されたときは、乙は新たに費用または増加額を甲に請求することができる。

(賃借料の支払)

第５条　乙は、毎月当月分の賃借料を、翌月に書面をもって甲に請求するものとする。

2　甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に賃借料を支払わなければならない。

3　甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等)

第５条の２　甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2　甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(自動車の引き渡し)

第６条　自動車の引き渡し期日及び場所は仕様書に記載のとおりとする。

2　甲は装備・外観その他すべての点について、賃貸借の目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ、自動車の引き渡しを受けるものとする。

(自動車の保管)

第７条　甲は、善良な管理者の注意をもって、自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とする。

(自動車の運行)

第８条　甲は、自動車について法定の運行前点検を行うほか、エンジン冷却水、バッテリー液、エンジンオイル、ブレーキオイルの点検補充、その他あらかじめ乙が整備手帳で示す保守点検を行うことにより、自動車の価値を著しく減耗させないよう留意するものとする。

(契約走行距離)

第９条　甲乙双方は、第４条の賃借料が、仕様書に記載の契約走行距離を前提に決定されたものであることを確認する。

(メンテナンスの範囲)

第１０条　乙は、自動車について本契約期間中、仕様書においてリース料に含まれる項目として記載あるメンテナンス項目の整備及び修理を行うものとする。

(メンテナンス費用の負担)

第１１条　甲は、前条の規定にかかわらず、次の場合の修理費等を負担するものとする。

（１）　仕様書においてリース料に含まれる項目として記載あるメンテナンス項目の範囲外の整備、修理に要する費用。

（２）　甲の故意もしくは重大な過失に起因する自動車の損害の修理に要する費用。

（３）　甲が、乙の承認なしに独自に行った修理等の費用。

（４）　天災地変等不可抗力による損害の修理に要する費用。

（通知義務）

第１２条　甲について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、甲は乙に対し直ちにこれを通知しなければならない。

（１）　自動車について著しい破損、滅失（天災地変等不可抗力によるものを含む）、盗難、紛失、被搾取等の事故を生じたとき、又は乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。

（２）　自動車の保管又は使用に起因して第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。

（自動車の滅失等）

第１２条の２　自動車が滅失、盗難その他の事由により使用不能となり、当該状態の回復が困難であると甲乙が認めた場合は、本契約は終了するものとする。

２　前項の場合における精算については、未経過リース料相当額、車両残価、保険金等を勘案し、甲乙協議の上定めるものとする。

３　甲が加入する任意保険に基づき保険金が支払われた場合は、前項の精算額に充当することができる。

４　前項の保険金を控除した後になお不足額がある場合は、その取扱いについて甲乙協議の上定めるものとする。

（売却等の制限）

第１３条　乙は、甲の承諾を得ないで自動車を第三者に売却してはならない。

２　乙は、契約物件に、抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（転貸等の禁止）

第１４条　甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（自動車の保管、使用に基づく賠償責任）

第１５条　甲が、自動車の保管、使用等に起因し第三者に損害をおよぼしたときは、甲は自己の責任において解決するものとする。

（形状等の変更、部品等の追加装着）

第１６条　甲が、契約物件の形状等を変更しようとする場合、又は本契約外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行い、これにかかわる費用は一切甲が負担し、その所有権については乙が承諾した場合を除きすべて乙に帰属するものとする。

（契約の解除）

第１７条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑺　乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに

従わなかったとき。

(談合等による解除)

第１８条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第１項に規定する納付命令又は第 64 条第１項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2)　乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3)　前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(契約期間途中での契約解除)

第１９条　甲は、契約期間満了又は第５条の２若しくは第１７条若しくは第１８条の規定以外の事由により、本契約を解除する場合は、乙の同意を得なければならない。

甲は、乙の同意により本契約を解除したときは、未経過リース料相当額及び車両残価等を勘案し、甲乙協議の上定めた額を乙に支払う。

(損害賠償)

第２０条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第１７条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償の予定)

第２１条　乙は、第１８条各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年６月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第２２条　乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能（以下本条において「履行不能等」という。）となったときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。

(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(相殺予約)

第２３条　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(関係法令の遵守)

第２４条　乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第２５条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　京都府

知　事　　西脇　隆俊　　印

乙　住　所

氏　名　　印